

2020年度三重県シニアリーグ戦要項

大会名 三重県シニアサッカーリーグ戦
主催 三重県サッカー協会シニア委員会
主管 シニア委員会県リーグ運営理事会

運営方法

- ・40リーグ 前期リーグ（2ブロックに分けリーグ戦）
後期：順位決定戦（トーナメント・リーグ）
- ・50リーグ：2回戦総当り
- ・60リーグ：3回戦総当り
- ・リーグ戦の勝ち点
勝ち：3点 引き分け：1点 負け：0点
- ・リーグ戦の順位決定方法
 1. 勝ち点の多い順
 2. 得失点差の多い順
 3. 総得点の多い順
 4. 対戦成績で勝ちチーム
 5. 対戦成績でも順位が決まらない場合は、抽選で決定する

競技規則 公益財団法人日本サッカー協会の競技規則（新ルール）による

1. 試合時間
 - ・40リーグ 50分<25-5-25>ゲームとする
 - ・50リーグ 60リーグ 50分<25-5-25>ゲームとする
2. 選手交代
交代の人数制限は無い（一度退いた競技者も再び出場できる）
3. 反則行為
 - ・退場（レッドカード）を命じられた選手は、次の1試合に出場する事が出来ない
但し、暴力行為・相手に対する差別発言・ラフプレー等による退場は
最低2試合の出場停止とする
 - ・暴力行為・相手に対する差別発言・ラフプレー等についてはシニア委員会内規律委員会に
報告し出場停止日数を審議する
 - ・同一試合で2回警告を受けた選手は、次の1試合に出場する事が出来ない
 - ・リーグ期間中2回警告を受けた選手は、次節の試合に出場する事が出来ない

参加資格

- ・40リーグ：40歳以上（2022年4月1日時点で40歳に達していること）
- ・50リーグ：50歳以上（2022年4月1日時点で50歳に達していること）
- ・60リーグ：60歳以上（2022年4月1日時点で60歳に達していること）
- ・日本サッカー協会チーム登録種別（シニア）登録選手であること
- ・シニアカテゴリーに登録出来ない選手は1種で登録する
- ・40歳以上（2021年4月1日現在）の1種登録者については人数制限2名（常時出場）とする
- ・県外登録者については人数制限3名（常時出場）とする

選手登録

1. シーズン中の追加登録については、日本サッカー協会登録承認後、リーグ運営理事会にシニアリーグ選手登録書にて追加報告し承認された時点から選手として活動できる
2. シーズン中の選手移籍については、当該チーム代表者の了解を得た後リーグ運営理事会に報告し承認された時点から選手として活動できる

表彰

- ・40リーグ
優勝・準優勝・3位を表彰する
日本サッカー協会（所属：三重県サッカー協会）へ登録された単独チームでリーグ戦最上位のチームが翌年度の全国シニア大会東海予選大会出場資格を得られる
- ・50リーグ
優勝・準優勝を表彰する
日本サッカー協会（所属：三重県サッカー協会）へ登録された単独チームでリーグ戦最上位のチームが翌年度の全国シニア大会東海予選大会出場資格を得られる
- ・60リーグ
優勝を表彰する
優勝チームは翌年度の全国シニア大会東海予選大会出場資格を得られる
- ・全国シニア大会東海予選大会出場資格はシニア委員会東海大会出場規程に基づく

- 審判
- ・ 審判は資格保有者がすること
 - ・ 主審は3級以上が望ましい
 - ・ 主審は審判服を着用する事

- その他
1. 落雷の恐れがある場合は即刻試合を中断し安全な場所へ避難する
会場当番は審判と協議し試合開始時間の変更または中止を決定する
(試合の成立は前半終了時点とする)
 2. 夏場熱中症の恐れがある気温の場合、会場当番が各チーム代表を
招集し注意を喚起する事
 3. 給水タイムについては、天候の状況を見て審判と会場当番で協議し決定する
 4. リーグ戦に参加する者は、スポーツ傷害保険に加入していること
また試合中の障害等に対する責務は一切負わない
 5. 加盟チームが要項に違反した場合はリーグ運営理事会で審議裁定する
 6. 試合を人数不足等により棄権した場合はリーグ戦最下位とする
(棄権した試合については0対5とする)
但し試合を棄権しても審判としての割り当て試合は行う事とする
 7. リーグ戦参加チームは年間試合計画の中で県リーグを最優先にすること
 8. リーグ戦中止決定方法
 - ①三重県下に大雨警報・暴風警報・暴風雨警報が発令された場合、中止とする
(尾鷲市・熊野市は対象外とする)
各リーグ運営責任者が警報情報を確認し対象チームに中止を連絡
 - ②大雨等でも警報が出されていない場合はリーグ戦を開催するが
会場が使用できない場合は中止とする
当日、前半の会場当番が使用可能か会場事務所に確認する事
使用できない場合は3試合目までのチーム及び運営責任者に連絡する事
連絡を受けた運営責任者は4試合目からのチームに連絡する事
 9. リーグ戦試合球の空気圧について
0. 8気圧で統一する
 10. リーグ戦で事故(ケガ含)が発生した場合、当該チームから報告書を提出する事
提出先：リーグ運営理事会理事長宛
 11. コロナウイルス感染対策
 - ①参加者が以下の事項に該当する場合は試合に参加させない
 - ・ 平熱を超える発熱がある。当日の体温が37.5度以上の人
 - ・ 咳、のどの痛みなどの風邪の症状がある
 - ・ 呼吸が困難になることがある
 - ・ 関節痛のような症状がある
 - ・ だるさなどの倦怠感がある
 - ・ 頭痛がある
 - ・ 痰がでる
 - ・ 下痢気味である
 - ・ 臭覚や味覚の異常がある
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされる者との濃厚接触がある場合
 - ・ 同居家族や身近な知人にコロナウイルス感染が疑われる方がいる場合
 - ②試合毎にリーグ戦メンバー・体調管理チェック表を提出する事
試合当日の体温を記入
チェック欄への記入については選手本人が記入
提出は試合30分前に提出する事
不正があった場合は規律委員会にて判断とする
リーグ戦メンバー・体調管理チェック表はリーグ運営理事会にて保管する
 - ③未提出チームへの処置
未提出チームの不戦負けとする(感染防止の為、試合は行わない)
記録は0対5とする(ただし棄権とはならない)
審判としての割り当て試合については原則行う事とする
(審判については当番担当チームに相談可)